

○法務省告示第三号
厚生労働省告示第三号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第十二条第一項、第十八条第一項（同法第十九条第三項、第二十一条第二項、第二十七条第三項、第三十二条第七項、第三十三条第二項、第三十四条第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項（同法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十九条第四項（同法第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、外国人技能実習機構に、次に掲げる事務の全部を行わせることとしたので、同法第十二条第七項、第十八条第四項（同法第十九条第三項、第二十一条第二項、第二十七条第三項、第三十二条第七項、第三十三条第二項、第三十四条第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）、第二十四条第七項（同法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十九条第五項（同法第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成二十九年四月七日

法務大臣 金田 勝年

厚生労働大臣 塩崎 恭久

一 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第十

二 二条第一項に規定する認定事務

二 法第十八条第一項（法第十九条第三項、第二十一条第二項、第二十七条第三項、第三十二条第七項、第三十三条第二項、第三十四条第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する届出、報告書、監査報告書又は事業報告書の受理に係る事務

三 法第二十四条第一項（法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）

（）に規定する事実関係の調査

四 法第二十九条第四項（法第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において準用する場合を含む。）に規定する許可証の交付又は再交付に係る事務